別表六の11㈣の記載要領等第１号中「特別控除）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号において「令和３年旧措置法」という。）第68条の９第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、同号中「次号」の次に「及び第４号」を加え、「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同号中

「「税額控除割合 (⑽、⑾又は⑿)＋(⑽、⑾又は⑿)×⑬ （小数点以下３位未満切捨て） (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」」	を	「「税額控除割合 (⑽、⑮又は⑯)＋(⑽、⑮又は⑯)×⑪ （小数点以下３位未満切捨て） (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」」

に、「平成31年４月１日」を「令和３年４月１日」に、「令和３年３月31日」を「令和５年３月31日」に改め、同第四号中「「当期税額基準額 ⑯×((0.25又は0.4)＋⑰) ⑱」」を「「当期税額基準額 ⑲×(0.25＋⑳＋㉑) ㉒」」に、「欄は」を「欄の記載に当たつては」に改め、「受ける連結法人」の次に「の連結親法人事業年度が令和３年４月１日以後に開始する連結事業年度で租税特別措置法第68条の９第３項第１号イからハまでに掲げる要件を満たす連結事業年度及びその適用を受ける連結法人」を加え、「）が当該」を「）の連結親法人事業年度が同日前に開始した」に、「において租税特別措置法」を「で令和３年旧措置法」に、「場合には「0.25又は」を消し、その他の場合には「又は0.4」を消す」を「連結事業年度にあつては、「0.25＋⑳＋㉑」とあるのは、「0.4＋⑳」として計算する」に改める。

別表六の11㈣付表の表を次のように改める。